

令和7年11月改訂

袋井市介護予防・日常生活支援総合事業の概要

(事業者向け)

袋井市健康長寿課

内容

総合事業のサービス種類について.....	2
そのほか利用可能な一般介護予防事業（例）	2
詳細はこちらに載っています	2
サービスの類型、基準、単価等.....	3
訪問型サービス	3
袋井市の「訪問型」サービスの人員・設備・運営基準	4
通所型サービス	5
通所型サービスの人員、設備、運営基準	6

総合事業のサービス種類について

区分	従前相当サービス	サービス・活動 A (基準緩和)	サービス・活動 B	サービス・活動 C
利用可能認定	要支援 2 ※要支援 1・事業対象者が利用する場合は、「支援 1・事業対象者に係る従前相当サービス利用の協議書※」の提出が必要。	事業対象者・要支援 1・要支援 2 ※継続利用要介護者も含む		
訪問型	身体介助を伴うサービスの提供	身体介助を伴わないサービスの提供。 入浴、送迎は実費。	住民主体サービス ※詳細は健康長寿課にお問い合わせください。	生活機能等の改善を目的に、訪問または通所によりプログラムの実施。
通所型				

※支援 1・事業対象者に係る従前相当サービス利用の協議書については [こちらのページ](#) を参照してください。

そのほか利用可能な一般介護予防事業（例）

しぞ〜かでん伝体操（通いの場）	居場所	移動販売
公会堂やコミュニティセンターで実施する、住民主体の体操教室。 週 1 回以上実施している団体には、年数回リハビリ専門職が訪問し、指導を行っています。	高齢者が気軽に集うことができるスペースで、介護予防や健康増進、地域のボランティア活動、世代間交流など、自由に集まって参加をすることができる場所です。	主に移動販売車が公会堂やコミュニティセンターを回って、野菜やパン、日用品などを販売しています。

詳細はこちらに記載しています

[地域支え合いふれあい活動マップ](https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/10/1003/sougou_soudan_jigyuu/11847.html) (https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/10/1003/sougou_soudan_jigyuu/11847.html)

サービスの類型、基準、単価等

訪問型サービス

サービス種別	従前相当サービス	サービス・活動 A (基準緩和)	サービス・活動 B (短期集中)
サービス内容	身体介護、生活援助 ヘルパーが訪問し、食事や入浴の介助や買い物、調理、掃除、洗濯等を行う。	生活援助のみ 生活支援員が訪問し、利用者とともに買い物、調理、掃除、洗濯等を行い、自立に向けた生活習慣等の改善を図る。	相談指導等
対象者	【要支援 2 相当】 ・自立した生活を送るために、身体介護のみ又は身体介護と生活援助の一体的なサービス提供が必要な者 ・身体機能や認知機能の低下がみられ、専門的な支援が必要な者	【事業対象者、要支援 1、要支援 2】 ・身体介護が必要ない者 ・自分で家事等を行うことが困難な者 ※継続利用要介護者も含む	・運動機能や QOL 向上のための個別指導が必要な者
実施方法	事業者指定		事業者委託
単価 (R6.4.1～)	1 月あたり (月包括算定)		1 回あたり
	<ul style="list-style-type: none"> 週 1 回程度利用 1,176 単位 (12,006 円) 週 2 回程度利用 2,349 単位 (23,983 円) 週 2 回を超える利用 3,727 単位 (38,052 円) ※国の定める基準	<ul style="list-style-type: none"> 週 1 回程度利用 941 単位 (9,607 円) 週 2 回程度利用 1,879 単位 (19,184 円) ※市要綱に規定 (現行の 8 割) ※ <u>利用できる方は、原則要支援 2 の方です。</u>	<ul style="list-style-type: none"> 週 1 回程度利用 (3 か月間で必要な回数) 最長 6 か月
	1 単位 = 10.21 円 (7 級地)		-
ケアマネジメント	ケアマネジメント A 438 単位 (4,471 円)	ケアマネジメント B 438 単位 (4,471 円)	-
加算・減算	従前の介護予防訪問介護と同様	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待防止措置未実施減算 業務継続計画未策定減算 	-
自己負担	所得に応じ 1～3 割		1 回 300 円
支給限度額管理	あり		なし

袋井市の「訪問型」サービスの人員・設備・運営基準

サービス 種別	従前相当サービス	サービス・活動 A（基準緩和）
	国の定める基準	市要綱に規定
人員	【管理者 常勤・専従 1人以上】 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	【管理者 専従 1人以上】 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
	【訪問介護員等 常勤換算 2.5人以上】 資格要件：介護福祉士等（現行どおり）	【従事者 1人以上】 資格要件：介護福祉士等（現行どおり）、又は一定の研修受講者
	【サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち利用者 40人に1人以上】 資格要件：介護福祉士等（現行どおり） ※一部非常勤職員も可能	【訪問事業責任者 1人以上】 資格要件：介護福祉士等（現行どおり）、又は一定の研修受講者
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備、備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備、備品
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明、同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持、健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止、休止の届出と便宜の提供

通所型サービス

サービス種別	従前相当サービス	サービス・活動 A (基準緩和)	サービス・活動 B (短期集中)
サービス内容	従前の介護予防通所介護と同様のサービス。生活機能向上のための機能訓練	生活機能維持・向上のための簡易な運動等(入浴・食事サービスの提供なし)	生活機能等を改善するためのプログラム
対象者	【要支援 2 相当】 ・身体機能や認知機能の低下がみられ、専門的な支援が必要な者 ・自宅での入浴に不安があり見守りが必要な者	【事業対象者、要支援 1、要支援 2】 ・身体介護が必要ない者 ・簡易な運動等により、運動機能の維持、向上が見込まれる者 ※総合事業の継続利用要介護者も含む	・運動機能が低下した状態を改善する必要がある者 ・生活機能の維持、向上のために心身の状態に改善が必要な者
実施方法	事業者指定		事業者委託
単価 (R6.4.1～)	1 月あたり (月包括算定)		1 回あたり
	・週 1 回程度利用 1,798 単位 (18,231 円) ・週 2 回程度利用 3,621 単位 (36,716 円)	・週 1 回程度利用 【一日型(5 時間以上)】 1,438 単位 (14,581 円) 【半日型(3~5 時間未満)】 1,007 単位 (10,210 円) ・週 2 回程度利用 【一日型(5 時間以上)】 2,028 単位 (20,563 円) 【半日型(3~5 時間未満)】 2,897 単位 (29,375 円) ※利用できる方は、原則要支援 2 の方です。	・週 1 回程度利用 ・3 か月間で必要な回数 (最長 6 か月)
	1 単位 = 10.14 円 (7 級地)		-
	ケアマネジメント	ケアマネジメント A 438 単位 (4,441 円)	ケアマネジメント B 438 単位 (4,441 円)
加算・減算	従前の介護予防訪問介護と同様	・高齢者虐待防止措置未実施減算 ・業務継続計画未策定減算	-
自己負担	所得に応じ 1 ~ 3 割		1 回 300 円
支給限度額管理	あり		なし

通所型サービスの人員、設備、運営基準

サービス種別	従前相当サービス	サービス・活動 A (基準緩和)
	国の定める基準	市要綱に規定
人員基準	【管理者 常勤・専従 1人以上】 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	【管理者 専従 1人以上】 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
	【生活相談員 専従 1人以上】	【生活相談員 必須としない】
	【看護職員 専従 1人以上】 同時にサービス提供を行う利用定員が 10 人以下の場合は設置不要	【看護職員 必須としない】
	【介護職員 ～15人専従 1人以上】 15人～ 利用者 1人に専従 0.2人以上 (生活相談員・介護員の 1以上は常勤)	【従事者 資格要件：一定の研修受講者】 ～15人 専従 1人以上 15人～ 利用者 1人に専従 0.1人以上
	【機能訓練指導員 1人以上】	【機能訓練指導員 必須としない】
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食堂、機能訓練室 (3 m² × 利用定員以上) ・ 静養室、相談室、事務室 ・ 消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・ 必要なその他の設備、備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービスを提供するために必要な場所 (3 m² × 利用定員以上) ・ 必要な設備、備品
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別サービス計画の作成 ・ 運営規定等の説明、同意 ・ 提供拒否の禁止 ・ 秘密保持等 ・ 事故発生時の対応 ・ 廃止、休止の届出と便宜の提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別サービス計画の作成 ・ 従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ・ 秘密保持等 ・ 事故発生時の対応 ・ 廃止、休止の届出と便宜の提供